

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| (納税申告書の記載事項等)  | (納税申告書の記載事項等)  |
| 第 38 条 (省 略)   | 第 38 条 (同 左)   |
| (1) (省 略)  | (1) (同 左)  |
| イ～ロ (省 略)  | イ～ロ (同 左)  |
| (2) 法第 17 条第 1 項第 2 号に規定する「他の法律の規定によるたばこ税の免除」とは、 <u>租特法第 88 条の 3 第 1 項《外航船等に積み込む製造たばこの免税》</u> の規定によるたばこ税の免除をいう。  | (2) 法第 17 条第 1 項第 2 号に規定する「他の法律の規定によるたばこ税の免除」とは、 <u>租特法第 87 条の 2 第 1 項《外航船等に積み込む製造たばこの免税》</u> の規定によるたばこ税の免除をいう。  |
| (3)～(4) (省 略)  | (3)～(4) (同 左)  |
| 2 納税申告書が申告期限後に提出された場合には、法第 12 条《未納税移出》、法第 14 条《輸出免税》又は <u>租特法第 88 条の 3</u> の規定によるたばこ税の免除及び法第 16 条《戻入れの場合のたばこ税の控除等》等の規定によるたばこ税の控除又は還付を受けられないから、納税者にその旨を十分徹底して期限内に申告するように指導する。   | 2 納税申告書が申告期限後に提出された場合には、法第 12 条《未納税移出》、法第 14 条《輸出免税》又は <u>租特法第 87 条の 2</u> の規定によるたばこ税の免除及び法第 16 条《戻入れの場合のたばこ税の控除等》等の規定によるたばこ税の控除又は還付を受けられないから、納税者にその旨を十分徹底して期限内に申告するように指導する。                                     |
| (納期限の延長の取扱い)   | (納期限の延長の取扱い)   |
| 第 40 条 <u>法第 22 条《納期限の延長》</u> の規定によりたばこ税の納期限を延長する期間は、 <u>次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日の翌日から起算して計算するのであるから留意する。</u>   | 第 40 条 <u>法第 22 条第 1 項《納期限の延長》</u> の規定によりたばこ税の納期限を延長する期間は、 <u>法第 19 条第 1 項《移出に係る製造たばこについてのたばこ税の期限内申告による納付等》</u> に規定する納期限の翌日から、 <u>法第 22 条第 2 項の規定によりたばこ税の納期限を延長する期間は、当該製造たばこを保税地域から引き取った日の翌日から、それぞれ起算して計算する。</u> |
| (1) 同条第 1 項の規定による納期限の延長 <u>法第 19 条第 1 項《移出に係る製造たばこについてのたばこ税の期限内申告による納付等》</u> に規定する納期限（ <u>通則法第 10 条第 2 項《期間の計算及び期限の特例》</u> 又は同法第 11 条《災害等による期限の延長》の規定の適用がある場合には、これらの規定によってみなされた納期限又は延長された納期限（ <u>第 3 号において同じ</u> ）の日 |  |
| (2) 同条第 2 項の規定による納期限の延長 <u>保税地域から製造たばこを引き取った日</u>  |  |
| (3) 同条第 3 項の規定による納期限の延長 <u>保税地域から製造たばこを引き取った日の属する月の翌月末日</u>  |  |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p>2 法第 22 条第 1 項の規定は、製造たばこ製造者が納税申告書を提出期限までに提出し、当該期限までに納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提出した場合に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p>3 法第 22 条第 2 項の規定は、製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者が、法第 18 条第 1 項《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》の規定による申告書を同項の税関長に提出し、その引取りの日までに納期限の延長についての申請書を当該税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供した場合に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p>4 法第 22 条第 3 項の規定は、製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者が、法第 18 条第 1 項《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》の規定による申告書を同条第 3 項の提出期限までに同条第 1 項の税関長に提出し、当該期限までに納期限の延長についての申請書を当該税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供した場合に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p>5 法第 22 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する「製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由によりたばこ税を納期限内（同条第 2 項にあっては 1 か月以内）に納付することが著しく困難であると認められる場合」に該当するかどうかについては、当分の間、製造たばこ製造者又は製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者ごとに国税庁長官が個別に判断するものとする。</p> | <p>2 <u>前項の法第 19 条第 1 項に規定する納期限について、その日が一般の休日に当たるため通則法第 10 条第 2 項《期間の計算及び期限の特例》の規定が適用されてその日の翌日をもって納期限とみなされる場合、又は災害等の理由により同法第 11 条《災害等による期限の延長》の規定が適用されて納期限が延長される場合には、前項の法第 22 条第 1 項の規定によりたばこ税の納期限を延長する期間は、当該みなされた納期限又は延長された納期限の翌日から起算して計算する。</u></p> <p>3 法第 22 条第 1 項の規定は、製造たばこ製造者が納税申告書を提出期限までに提出し、当該期限までに納期限の延長についての申請書を当該申告書の提出先の税務署長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提出した場合に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p>4 法第 22 条第 2 項の規定は、製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者が、法第 18 条第 1 項《引取りに係る製造たばこについての課税標準及び税額の申告等》の規定による申告書を同項の税関長に提出し、その引取りの日までに納期限の延長についての申請書を当該税関長に提出し、かつ、当該申告書に記載した納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保を提供した場合に限り適用されるのであるから留意する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>5 法第 22 条第 1 項及び第 2 項に規定する「製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する事由によりたばこ税を納期限内（同条第 2 項にあっては 1 か月以内）に納付することが著しく困難であると認められる場合」に該当するかどうかについては、当分の間、製造たばこ製造者又は製造たばこを保税地域から引き取ろうとする者ごとに国税庁長官が個別に判断するものとする。</p> |

| 改正後   |                    |   | 改正前  |                    |  |
|---|--------------------|---|--|--------------------|--|
| (定 義)   |                    |   | (定 義)  |                    |  |
| 第 1 条 この通達において用いる用語の意義は、下表に定めるところによる。   |                    |   | 第 1 条 この通達において用いる用語の意義は、下表に定めるところによる。  |                    |  |
| 順号  | 用 語                | 意 義   | 順号   | 用 語                | 意 義  |
| 25  | 原 料 免 税<br>石 化 製 品 | 掲名石化製品のうち、租特令第 47 条第 1 号又は同条第 8 号から第 10 号までに掲げるもの | 25   | 原 料 免 税<br>石 化 製 品 | 掲名石化製品のうち、租特令第 47 条第 1 号又は同条第 7 号から第 9 号までに掲げるもの |
| 29  | 保 税 地 域            | 指定保税地域、保税蔵置場、保税工場、保税展示場及び総合保税地域                   | 29   | 保 税 地 域            | 指定保税地域、保税上屋、保税倉庫、保税工場及び保税展示場                     |
| (単一の炭化水素の判定)  |                    |   | (単一の炭化水素の判定)   |                    |  |
| 第 5 条 (省 略)   |                    |   | 第 5 条 (同 左)  |                    |  |
| 2 前項の分析を行った場合において、蒸留試験により測定した結果、5%の容量の留出温度と 95%の容量の留出温度との温度差（以下「温度差」という。）が 2 度以内であり、かつ、ガスクロマトグラフィーその他の適正と認められる試験により測定した結果、分子構造を同じくする炭化水素の重量の総重量に対する割合が 100 分の 95 以上であるときは、当該分析に係る炭化水素を単一の炭化水素に該当するものとして取り扱う。ただし、いつたん炭化水素油と判定されて製造場から移出されたもの及び関税率法（明治 43 年法律第 54 号）の別表第 29・01 項及び第 29・02 項に該当しないと分類されて保税地域から引き取られたものについては、この限りでない。 |                    |   | 2 前項の分析を行った場合において、蒸留試験により測定した結果、5%の容量の留出温度と 95%の容量の留出温度との温度差（以下「温度差」という。）が 2 度以内であり、かつ、ガスクロマトグラフィーその他の適正と認められる試験により測定した結果、分子構造を同じくする炭化水素の重量の総重量に対する割合が 100 分の 95 以上であるときは、当該分析に係る炭化水素を単一の炭化水素に該当するものとして取り扱う。ただし、いつたん炭化水素油と判定されて製造場から移出されたもの及び関税率法（明治 43 年法律第 54 号）の別表第 29・01 号に該当しないと分類されて保税地域から引き取られたものについては、この限りでない。 |                    |  |
| （「製造を廃止した場合」の意義等）   |                    |   | （「製造を廃止した場合」の意義等）  |                    |  |
| 第 28 条 法第 5 条第 4 項《製造廃止の場合のみなし移出等》に規定する「製造を廃止した場合」とは、事実上製造を廃止した場合のほか、製造場を移転した場合、 <u>営業を譲渡した場合、法人成りの場合及び分割により営業を承継させた場合等</u> も含まれるのであるから留  |                    |   | 第 28 条 法第 5 条第 4 項《製造廃止の場合のみなし移出等》に規定する「製造を廃止した場合」とは、事実上製造を廃止した場合のほか、製造場を移転した場合、 <u>営業を譲渡した場合及び法人成りの場合等</u> も含まれるのであるから留意する。   |                    |  |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>意する。</p> <p>2 <u>営業を譲渡した場合、法人成りの場合又は分割があった場合等</u>で、その時にその製造場に現存する揮発油についても<u>譲渡し、若しくは承継させるときは、当該譲渡等</u>により移出したものとみなされる時に、その移出したものとみなされる揮発油について、法第 14 条第 1 項第 4 号《未納税移出》の規定の適用があるものとして同号の承認を与えて差し支えない。</p> <p>(納税申告書の記載事項等)</p> <p>第 40 条 納税申告書の記載事項については、次による。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>イ (省 略)</p> <p>ロ <u>租特法第 90 条の 3《移出に係る揮発油の外国公館等用免税》</u></p> <p>ハ 所得税法等特例法第 10 条《揮発油税法及び地方道路税法の特例》</p> <p>ニ 日米相互防衛援助協定第 6 条《関税及び内国税の免除又は払戻し》</p> <p>ホ 国連軍特例法第 3 条第 1 項《所得税法等の特例》</p> <p>ヘ 第 19 条《課税しないことに取り扱う揮発油及び特定石化製品》</p> <p>ト 第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項《場内消費不適用として取り扱う場合》</p> <p>チ 第 66 条第 1 項《灯油の免税手続の省略等》</p> <p>リ 第 85 条第 1 項《製造場における特定用途免税》</p> <p>(2)～(4) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(納期限の延長)</p> <p>第 42 条 <u>法第 13 条《納期限の延長》の規定により揮発油税の納期限を延長する期間は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる日の翌日から起算して計算するのであるから留意する。</u></p> | <p>2 <u>営業を譲渡した場合又は法人成りの場合等</u>で、その時にその製造場に現存する揮発油についても<u>譲渡するとき</u>は、<u>当該譲渡により移出したものとみなされる時に</u>、その移出したものとみなされる揮発油について、法第 14 条第 1 項第 4 号《未納税移出》の規定の適用があるものとして同号の承認を与えて差し支えない。</p> <p>(納税申告書の記載事項等)</p> <p>第 40 条 納税申告書の記載事項については、次による。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>イ (同 左)</p> <p>ロ 所得税法等特例法第 10 条《揮発油税法及び地方道路税法の特例》</p> <p>ハ 日米相互防衛援助協定第 6 条《関税及び内国税の免除又は払戻し》</p> <p>ニ 国連軍特例法第 3 条第 1 項《所得税法等の特例》</p> <p>ホ 第 19 条《課税しないことに取り扱う揮発油及び特定石化製品》</p> <p>ヘ 第 24 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項《場内消費不適用として取り扱う場合》</p> <p>ト 第 66 条第 1 項《灯油の免税手続の省略等》</p> <p>チ 第 85 条第 1 項《製造場における特定用途免税》</p> <p>リ <u>第 87 条《外交官等用免税の範囲》</u></p> <p>(2)～(4) (同 左)</p> <p>2 (同 左)</p> <p>(納期限の延長)</p> <p>第 42 条 <u>法第 13 条《納期限の延長》の規定により揮発油税の納期限を延長する期間は、製造場からの移出に係る揮発油税については、法第 12 条第 1 項《移出に係る揮発油についての揮発油税の期限内申告による納付》に規定する納期限（国税通則法第 10 条第 2 項《期</u></p> |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p>(1) 同条第1項の規定による納期限の延長 法第12条第1項《移出に係る揮発油についての揮発油税の期限内申告による納付》に規定する納期限（国税通則法第10条第2項《期間の計算及び期限の特例》又は同法第11条《災害による期限の延長》の規定の適用がある場合には、これらの規定によってみなされた納期限又は延長された納期限（第3号において同じ）の日</p> <p>(2) 同条第2項の規定による納期限の延長 保税地域から揮発油を引き取った日</p> <p>(3) 同条第3項の規定による納期限の延長 保税地域から揮発油を引き取った日の属する月の翌月末日</p>          | <p>間の計算及び期限の特例》又は同法第11条《災害による期限の延長》の規定の適用がある場合には、これらの規定によってみなされた納期限又は延長された納期限）の翌日から、また、保税地域からの引取りに係る揮発油については保税地域から揮発油を引き取った日の翌日から、それぞれ起算して計算するのであるから留意する。</p>  |
| <p>（原料免税石化製品の範囲等）</p> <p>第74条 （省 略）</p> <p>2～4 （省 略）</p> <p>5 租特令第47条第10号《掲名石化製品及び用途》に規定する「同条第1項に規定する一般ガス事業の用又は同条第6項に規定する大口ガス事業の用として製造するもの」とは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項《定義》に規定する一般ガス事業者又は同条第7項に規定する大口ガス事業者が導管によって供給するガス事業の用として製造するもの（これらの者が自家消費するものを含む。）をいう。</p>                                  | <p>（原料免税石化製品の範囲等）</p> <p>第74条 （同 左）</p> <p>2～4 （同 左）</p> <p>5 租特令第47条第9号《掲名石化製品及び用途》に規定する「同条第1項に規定する一般ガス事業の用又は同条第6項に規定する大口ガス事業の用として製造するもの」とは、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第2項《定義》に規定する一般ガス事業者又は同条第7項に規定する大口ガス事業者が導管によって供給するガス事業の用として製造するもの（これらの者が自家消費するものを含む。）をいう。</p> |
| <p>（「炭化水素の吸収剤用」等の範囲）</p> <p>第76条 （省 略）</p> <p>2 租特令第47条第3号及び第5号に掲げる「重合溶剤用又は共重合溶剤用」とは、重合又は共重合に使用する触媒を分散させ、又はエチレンその他の原料をその揮発油により溶解するための用途をいい、当該重合又は共重合に係る工程において、未反応ガスの分離若しくは吸収又は重合若しくは共重合反応による生成物の濃度調整用等にも供されている場合における当該用途を含む。</p> <p>3 （省 略）</p> <p>4 租特令第47条第4号に規定する次の各号に掲げる用途の範囲は、当該各号に定めると</p> | <p>（「炭化水素の吸収剤用」等の範囲）</p> <p>第76条 （同 左）</p> <p>2 租特令第47条第3号及び第4号に掲げる「重合溶剤用又は共重合溶剤用」とは、重合又は共重合に使用する触媒を分散させ、又はエチレンその他の原料をその揮発油により溶解するための用途をいい、当該重合又は共重合に係る工程において、未反応ガスの分離若しくは吸収又は重合若しくは共重合反応による生成物の濃度調整用等にも供されている場合における当該用途を含む。</p> <p>3 （同 左）</p>                |

| 改 正 後  | 改 正 前   |
|--|---|
| <p><u>ころによる。</u></p> <p>(1) <u>重合溶剤用</u> 重合に使用する触媒を分散させ、又はアクリル酸をその揮発油により溶解するための用途をいう。</p> <p>(2) <u>共重合溶剤用</u> アクリル酸とアクリル酸塩の共重合物を製造する工程において、水に溶解させたアクリル酸又はアクリル酸塩を分散させる用途をいい、当該共重合物から水を分離させるためにも供されている場合における当該用途を含む。</p> <p>5 租特令第 47 条第 5 号の規定により、ポリイソブチレン及びブチルゴムに係る「重合溶剤用又は共重合溶剤用」に含むものとされる次の各号に掲げる用途の範囲は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>6 租特令第 47 条第 6 号に掲げる「結晶性ポリスチレン」とは、当該ポリスチレンを構成する分子の配列が規則的であるものをいい、同号に掲げる「反応熱の冷却剤用」とは、結晶性ポリスチレンを製造する工程において、重合反応器内でその揮発油を気化させることにより、その重合反応器内で発生する反応熱を除去するための用途をいう。</p> <p>7 租特令第 47 条第 7 号に掲げる「発泡剤用」とは、ポリエチレン又はポリスチレンを発泡性のものとするため、ポリエチレン又はポリスチレンを製造する工程において、エチレンモノマー又はスチレンモノマーに混和するための用途及びポリエチレン又はポリスチレンに含浸させるための用途をいう。</p> <p>8 租特令第 47 条第 8 号に掲げる「メタンの吸収剤用」とは、揮発油が分解して発生した水素とメタンとの混合ガスから水素を製造する工程において、メタンを吸収するための用途をいう。</p> <p>9 租特規則第 38 条《装置の指定》に規定する次の各号の装置の範囲は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (省 略)</p> <p>10 租特令第 47 条第 8 号から第 10 号までに掲げる「財務省令で定める装置の昇温用若しくは保温用」とは、前項各号の装置で原料を熱分解する場合において、当該装置を熱分解に必要な温度にまで上昇させ、かつ、その温度を維持するために、当該装置を直接に加熱す</p> | <p>(新 設)</p> <p>4 租特令第 47 条第 4 号の規定により、ポリイソブチレン及びブチルゴムに係る「重合溶剤用又は共重合溶剤用」に含むものとされる次の各号に掲げる用途の範囲は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (同 左)</p> <p>5 租特令第 47 条第 5 号に掲げる「結晶性ポリスチレン」とは、当該ポリスチレンを構成する分子の配列が規則的であるものをいい、同号に掲げる「反応熱の冷却剤用」とは、結晶性ポリスチレンを製造する工程において、重合反応器内でその揮発油を気化させることにより、その重合反応器内で発生する反応熱を除去するための用途をいう。</p> <p>6 租特令第 47 条第 6 号に掲げる「発泡剤用」とは、ポリエチレン又はポリスチレンを発泡性のものとするため、ポリエチレン又はポリスチレンを製造する工程において、エチレンモノマー又はスチレンモノマーに混和するための用途及びポリエチレン又はポリスチレンに含浸させるための用途をいう。</p> <p>7 租特令第 47 条第 7 号に掲げる「メタンの吸収剤用」とは、揮発油が分解して発生した水素とメタンとの混合ガスから水素を製造する工程において、メタンを吸収するための用途をいう。</p> <p>8 租特規則第 38 条《装置の指定》に規定する次の各号の装置の範囲は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(2) (同 左)</p> <p>9 租特令第 47 条第 7 号から第 9 号までに掲げる「財務省令で定める装置の昇温用若しくは保温用」とは、前項各号の装置で原料を熱分解する場合において、当該装置を熱分解に必要な温度にまで上昇させ、かつ、その温度を維持するために、当該装置を直接に加熱す</p> |

| 改 正 後  | 改 正 前  |
|--|--|
| <p>るための用途をいう。</p> <p>(注) 原料予熱器又は原料分解装置に接続したスチーム発生装置の熱源用等は、当該用途に該当しないことに留意する。</p> | <p>るための用途をいう。</p> <p>(注) 原料予熱器又は原料分解装置に接続したスチーム発生装置の熱源用等は、当該用途に該当しないことに留意する。</p> |

| 改 正 後   | 改 正 前  |
|---|--|
| <p>(自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた場合の意義等)</p> <p>第 16 条 法第 5 条《移出または引取り等とみなす場合》第 4 項に規定する「石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた場合」とは、その場所におけるいつさいの石油ガスの充てんを廃止した場合(完全廃止)はもちろんのこと、次に掲げる場合も含まれるのであるから留意する。</p> <p>(1) 家庭用の石油ガス容器への石油ガスの充てんは行なっているが、自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを廃止した場合</p> <p>(2) 石油ガスの充てん場を移転した場合</p> <p>(3) 石油ガスの充てん場を譲渡した場合</p> <p><u>(4) 分割により石油ガスの充てん場における石油ガスの充てん業を承継させた場合</u></p> <p>2 (省 略)</p> | <p>(自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた場合の意義等)</p> <p>第 16 条 法第 5 条《移出または引取り等とみなす場合》第 4 項に規定する「石油ガスの充てん者がその石油ガスの充てん場における自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを引き続き行なわないこととなつた場合」とは、その場所におけるいつさいの石油ガスの充てんを廃止した場合(完全廃止)はもちろんのこと、次に掲げる場合も含まれるのであるから留意する。</p> <p>(1) 家庭用の石油ガス容器への石油ガスの充てんは行なっているが、自動車用の石油ガス容器への石油ガスの充てんを廃止した場合</p> <p>(2) 石油ガスの充てん場を移転した場合</p> <p>(3) 石油ガスの充てん場を譲渡した場合</p> <p>(新 設)</p> <p>2 (同 左)</p> |



## 別紙 4

## 「石油税法取扱通達新旧対照表」

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| (場内消費不適用として取り扱う場合等)   | (場内消費不適用として取り扱う場合等)   |
| 第 12 条 (省 略)  | 第 12 条 (同 左)  |
| (1)～(3) (省 略)   | (1)～(3) (同 左)   |
| 2 (省 略)   | 2 (同 左)   |
| (1) (省 略)   | (1) (同 左)   |
| (2) 当該製品が次のいずれにも該当する場合を除き、当該原油等は輸徴法第 16 条第 8 項又は第 9 項《保税工場において保税作業をする場合の石油税の特例》の規定により、これらの規定に定める時に保税地域から引き取るものとみなされる。   | (2) 当該製品が次のいずれにも該当する場合を除き、当該原油等は輸徴法第 16 条第 6 項又は第 7 項《保税工場において保税作業をする場合の石油税の特例》の規定により、これらの規定に定める時に保税地域から引き取るものとみなされる。   |
| イ～ロ (省 略)   | イ～ロ (同 左)   |
| (採取を廃止した場合の取扱い)   | (採取を廃止した場合の取扱い)   |
| 第 15 条 法第 5 条第 4 項《採取廃止の場合のみなし移出等》に規定する「採取を廃止した場合」には、事実上採取を廃止した場合のほか、 <u>営業を譲渡した場合、法人成りの場合及び分割により営業を承継させた場合等</u> も含まれるのであるから留意する。   | 第 15 条 法第 5 条第 4 項《採取廃止の場合のみなし移出等》に規定する「採取を廃止した場合」には、事実上採取を廃止した場合のほか、 <u>営業を譲渡した場合及び法人成りの場合等</u> も含まれるのであるから留意する。   |
| 2 <u>営業を譲渡した場合、法人成りの場合又は分割があった場合等</u> で、その時にその採取場に現存する原油又はガス状炭化水素についても譲渡し、若しくは承継させるときは、当該譲渡等により移出したものとみなされる時に、その移出したものとみなされる原油又はガス状炭化水素について、法第 10 条第 1 項第 2 号《未納税移出》の規定の適用があるものとして同号の承認を与えても差し支えない。 | 2 <u>営業を譲渡した場合又は法人成りの場合等</u> で、その時にその採取場に現存する原油又はガス状炭化水素についても譲渡するとき、当該譲渡により移出したものとみなされる時に、その移出したものとみなされる原油又はガス状炭化水素について、法第 10 条第 1 項第 2 号《未納税移出》の規定の適用があるものとして同号の承認を与えても差し支えない。 |
| (原料課税を行う場合の課税標準数量)  | (原料課税を行う場合の課税標準数量)  |
| 第 21 条 保税工場における保税作業により原油等を原料として製造された石油製品等を輸入する場合は、輸徴法第 16 条第 8 項又は第 9 項《保税工場において保税作業をする場合等の内国消費税の特例》の規定が適用されて石油税の原料課税が行われるのであるが、当該石油製品等の原料として消費した保税原料が特定していないときの石油税の課税標準                            | 第 21 条 保税工場における保税作業により原油等を原料として製造された石油製品等を輸入する場合は、輸徴法第 16 条第 6 項又は第 7 項《保税工場において保税作業をする場合等の内国消費税の特例》の規定が適用されて石油税の原料課税が行われるのであるが、当該石油製品等の原料として消費した保税原料が特定していないときの石油税の課税標準        |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>数量は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 100 号）第 26 条の 2 第 2 項《原料課税に係る課税標準の計算の方法》が適用され、次の数量となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 原油又は粗油が石油精製の原料として消費される場合<br/>           関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）<u>第 2 条の 2</u> 第 1 号、第 3 号及び第 4 号《原料課税に係る課税標準の計算の方法》に規定する方法で算定した当該輸入する石油製品等に対応する当該保税原料の数量</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>(引取りに係る石油製品等の免税承認手続)</p> <p>第 32 条 租特法第 90 条の 4 第 1 項《引取りに係る石油製品等の免税》の承認を受けて、同項第 1 号から <u>第 4 号</u> までに掲げる<u>原油、石油製品</u>又はガス状炭化水素について石油税の免税引取りを行おうとする者がある場合には、租特令第 48 条の 6 第 1 項《引取りに係る石油製品等の免税の手続等》に規定する申請書により承認申請を行わせるものとする。</p> <p>なお、石油税の免除を受けようとする石油製品が、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 7《軽減税率の適用手続》の規定の適用を受けるものである場合は、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）<u>第 63 条第 1 項</u>《軽減税率の適用についての手続等》に規定する書面に石油税についての必要事項を付記させ、当該承認申請を行わせて差し支えない。</p> <p>(引取りに係る免税石油製品等の使用者等に対する記帳義務)</p> <p>第 33 条 租特法第 90 条の 4 第 1 項《引取りに係る石油製品等の免税》の規定の適用を受ける石油製品が、関税暫定措置法第 8 条の 7《軽減税率の適用手続》の規定の適用を受けるものである場合の租特法第 90 条の 4 第 2 項及び租特令第 48 条の 6 <u>第 3 項</u>若しくは<u>第 4 項</u>《引取りに係る石油製品等の免税の手続等》に規定する免税石油製品等の使用者等の記帳は、関税暫定措置法施行令<u>第 63 条第 4 項</u>《軽減税率の適用についての手続等》に規定する帳簿に石油税についての必要事項を付記する方法で行って差し支えない。</p> | <p>数量は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 100 号）第 26 条の 2 第 2 項《原料課税に係る課税標準の計算の方法》が適用され、次の数量となるのであるから留意する。</p> <p>(1) 原油又は粗油が石油精製の原料として消費される場合<br/>           関税法施行令（昭和 29 年政令第 150 号）<u>第 48 条の 2</u> 第 1 号、第 3 号及び第 4 号《原料課税に係る課税標準の計算の方法》に規定する方法で算定した当該輸入する石油製品等に対応する当該保税原料の数量</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(引取りに係る石油製品等の免税承認手続)</p> <p>第 32 条 租特法第 90 条の 4 第 1 項《引取りに係る石油製品等の免税》の承認を受けて、同項第 1 号から <u>第 3 号</u> までに掲げる<u>石油製品</u>又はガス状炭化水素について石油税の免税引取りを行おうとする者がある場合には、租特令第 48 条の 6 第 1 項《引取りに係る石油製品等の免税の手続等》に規定する申請書により承認申請を行わせるものとする。</p> <p>なお、石油税の免除を受けようとする石油製品が、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 8 条の 7《軽減税率の適用手続》の規定の適用を受けるものである場合は、関税暫定措置法施行令（昭和 35 年政令第 69 号）<u>第 22 条の 20 第 1 項</u>《軽減税率の適用についての手続等》に規定する書面に石油税についての必要事項を付記させ、当該承認申請を行わせて差し支えない。</p> <p>(引取りに係る免税石油製品等の使用者等に対する記帳義務)</p> <p>第 33 条 租特法第 90 条の 4 第 1 項《引取りに係る石油製品等の免税》の規定の適用を受ける石油製品が、関税暫定措置法第 8 条の 7《軽減税率の適用手続》の規定の適用を受けるものである場合の租特法第 90 条の 4 第 2 項及び租特令第 48 条の 6 <u>第 2 項</u>若しくは<u>第 3 項</u>《引取りに係る石油製品等の免税の手続等》に規定する免税石油製品等の使用者等の記帳は、関税暫定措置法施行令<u>第 22 条の 20 第 4 項</u>《軽減税率の適用についての手続等》に規定する帳簿に石油税についての必要事項を付記する方法で行って差し支えない。</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>2 租特令第 48 条の 6 <u>第 3 項</u>第 1 号ないし第 3 号《免税物品の使用者の記帳義務》に規定する「品名」とは、租特法第 90 条の 4 第 1 項《引取りに係る石油製品等の免税》に規定する免税対象物品の区別をいうのであるが、帳簿への記載に当たっては、例えば「<u>重質 NGL</u>」、「<u>ナフサ</u>」、「<u>農林漁業用 A 重油</u>」、「<u>LPG</u>」等と記載して差し支えない。</p> <p>(免税石油製品等の用途外消費等の承認手続)</p> <p>第 34 条 租特法第 90 条の 4 第 1 項《引取りに係る石油製品等の免税》の規定の適用を受けて保税地域から免税で引き取った<u>原油、石油製品</u>又はガス状炭化水素について、同条第 4 項ただし書の規定の承認を受けるための申請をしようとする者がある場合には、租特令第 48 条の 6 <u>第 5 項</u>《引取りに係る石油製品等の免税の手続等》に規定する申請書により行わせるものとする。</p> <p>なお、当該用途外消費等の承認を受けようとする石油製品が、関税暫定措置法第 8 条の 7《軽減税率の適用手続》の規定の適用を受けたものである場合は、関税暫定措置法施行令第 64 条《用途外使用等の承認の申請手続》に規定する申請書に石油税についての必要事項を付記させ、当該承認申請を行わせて差し支えない。</p> <p>(納期限の延長)</p> <p>第 39 条 (省 略)</p> <p>(1) 同条第 1 項の規定による納期限の延長 法第 16 条第 1 項《移出に係る原油又はガス状炭化水素についての石油税の期限内申告による納付等》に規定する納期限(国税通則法第 10 条第 2 項《期間の計算及び期限の特例》又は同法第 11 条《災害等による期限の延長》の規定の適用がある場合には、これらの規定によってみなされた納期限又は延長された納期限( <u>第 3 号及び第 4 号</u>において同じ))の日</p> <p>(2) (省 略)</p> <p><u>(3) 同条第 3 項の規定による納期限の延長 保税地域から原油等を引き取った日の属する月の翌月末日</u></p> <p><u>(4) 同条第 4 項の規定による納期限の延長 法第 17 条第 3 項《引取りに係る原油等につ</u></p> | <p>2 租特令第 48 条の 6 <u>第 2 項</u>第 1 号ないし第 3 号《免税物品の使用者の記帳義務》に規定する「品名」とは、租特法第 90 条の 4 第 1 項《引取りに係る石油製品等の免税》に規定する免税対象物品の区別をいうのであるが、帳簿への記載に当たっては、例えば「<u>ナフサ</u>」、「<u>LPG</u>」等と記載して差し支えない。</p> <p>(免税石油製品等の用途外消費等の承認手続)</p> <p>第 34 条 租特法第 90 条の 4 第 1 項《引取りに係る石油製品等の免税》の規定の適用を受けて保税地域から免税で引き取った<u>石油製品</u>又はガス状炭化水素について、同条第 4 項ただし書の規定の承認を受けるための申請をしようとする者がある場合には、租特令第 48 条の 6 <u>第 4 項</u>《引取りに係る石油製品等の免税の手続等》に規定する申請書により行わせるものとする。</p> <p>なお、当該用途外消費等の承認を受けようとする石油製品が、関税暫定措置法第 8 条の 7《軽減税率の適用手続》の規定の適用を受けたものである場合は、関税暫定措置法施行令第 24 条《用途外使用等の承認の申請手続》に規定する申請書に石油税についての必要事項を付記させ、当該承認申請を行わせて差し支えない。</p> <p>(納期限の延長)</p> <p>第 39 条 (同 左)</p> <p>(1) 同条第 1 項の規定による納期限の延長 法第 16 条第 1 項《移出に係る原油又はガス状炭化水素についての石油税の期限内申告による納付等》に規定する納期限(国税通則法第 10 条第 2 項《期間の計算及び期限の特例》又は同法第 11 条《災害等による期限の延長》の規定の適用がある場合には、これらの規定によってみなされた納期限又は延長された納期限( <u>第 3 号</u>において同じ))の日</p> <p>(2) (同 左)</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(3) 同条第 3 項の規定による納期限の延長 法第 17 条第 3 項《引取りに係る原油等につ</u></p> |

| 改 正 後                            | 改 正 前                            |
|----------------------------------|----------------------------------|
| いての石油税の納付等》に規定する納期限の日<br>2 (省 略) | いての石油税の納付等》に規定する納期限の日<br>2 (同 左) |